

大阪府感染症発生動向調査委員会設置要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府感染症発生動向調査委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 委員会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条から第十五条の三までの規定により収集した感染症に関する情報についての分析、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報の公表について、報告・検討、意見交換を行うものとする。なお、この会で知り得た個人情報・データ等については、許可なく使用してはならない。

(組織)

第三条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、保健医療室長（以下「室長」という。）が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 医療関係団体、医療施設等の代表者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 前三号に掲げる者のほか、室長が適当と認める者

3 委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、三年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第四条 委員会の会議は大阪府が招集する。

2 委員会は原則、年1回、開催するものとする。

(報酬)

第五条 委員の報酬の額は、附属機関委員等の報酬の額に準じ支払うものとする。

(費用弁償)

第六条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第七条 委員会の運営及び事務は健康医療部と大阪府感染症情報センターが行う。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、感染症情報センターが定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。